

日本ヘリコバクター学会のホームページに緊急報告として次のメッセージが掲示されました。

「ヘリコバクター・ピロリ感染胃炎も保険適応に」

「ヘリコバクター・ピロリ感染胃炎」に対する効能・効果追加の公知申請が、平成25年2月21日に承認されて、同月22日より除菌治療が可能となりました。今回は除菌治療に関係する薬品の効能・効果の追加だけですので、感染診断、除菌判定、そして除菌治療法は従来と変わりません。しかし、ヘリコバクター・ピロリ感染胃炎の内視鏡診断が必要であり、下記の解説を参考にした適切な対応が求められます。

【使用上の注意】

ヘリコバクター・ピロリ感染胃炎に用いる際には、ヘリコバクター・ピロリが陽性であること及び内視鏡検査によりヘリコバクター・ピロリ感染胃炎であることを確認すること。

【解説】

ヘリコバクター・ピロリ感染胃炎の確認に際しては、患者ごとに、(1) 及び (2) の両方を実施する必要があります。

ヘリコバクター・ピロリの感染を以下のいずれかの方法で確認する。

- (1) 迅速ウレアーゼ試験、鏡検法、培養法、抗体測定、尿素呼気試験、糞便中抗原測定
胃内視鏡検査により、慢性胃炎の所見があることを確認する。
- (2) なお、感染診断及び除菌判定の詳細については、各種ガイドライン等を参照してください。

2013年2月22日から保険適応となり3割負担(約7000円)でピロリ菌の治療が受けられます。ピロリ菌感染性慢性胃炎の治療や胃癌の予防が目的です。積極的に除菌治療をお受けいただくことをお勧めします。